

# I それぞれの概要・手続を整理 スクイーズアウトの 5つのスキーム

## スクイーズアウトとは

スクイーズアウトとは、支配株主が存在する会社(対象会社)において、少数株主(非支配株主)に対して金銭その他の資産を交付することにより、少数株主を会社から締め出すことをいう。支配株主が少数株主の存在する子会社を完全子会社化することを目指す場合、まずは少数株主との交渉により、少数株主の保有する株式を任意に買い取ることが可能かどうかを検討し、少数株主が株式譲渡に応じることや譲渡価格等の条件面で合意に至ることが期待できない場合などに、スクイーズアウトが行われるものと考えられる。

具体的なスクイーズアウトの手法であるが、一般的には図表1に記載されたいずれかの手法によって、少

数株主が保有する対象会社の株式の対価として現金を交付することにより少数株主を締め出す。なお、現金を対価とするスクイーズアウト以外の方法、たとえば株式対価の株式交換による完全子会社化の場合は、対象会社の少数株主であった株主が支配株主の株主となり、支配株主の企業グループに対して一定の影響力を

(図表1) スクイーズアウトの主な手法

主な手法	株式の端数処理の有無	対象会社の株主総会特別決議
・吸収合併(会2二十七) ・株式交換(会2三十一)	端数処理をしない方法	必要
・株式売渡請求(会179)	端数処理をしない方法	不要
・全部取得条項付種類株式(会2十九、108①七) ・株式併合(会180)	端数処理する方法	必要

保有するのに対し、現金を対価とするスクイーズアウトの場合には、対象会社の少数株主に現金を交付することにより支配株主の株主にもならないため、支配株主の企業グループからその影響を完全に排除できるという特徴がある。また、上場会社を対象会社とするスクイーズアウトの場合には、まず、TOB(公開買付け)により対象会社の株式を3分の2以上取得し、その後、スクイーズアウトを実施するという方法が一般的にみられる。

図表1で挙げたスクイーズアウトに用いられる5種類のスキームにつき、それぞれの概要を解説する。

## 吸収合併

吸収合併とは、会社が他の会社とする合併のうち、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存

続する会社に承継させるものである(会2二十七)。

吸収合併を利用したスクイーズアウトは、支配株主を存続会社とし、対象会社を消滅会社とする吸収合併を実施し、少数株主にその合併対価として金銭等を支払うことにより、少数株主を企業グループから締め出すものである(図表2参照)。

吸収合併は当会社間合意により実施することができ、支配株主および対象会社の株主総会についても原則として特別決議(議決権行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上による賛成)で行うことができる(会309②十二)。このように支配株主が一定数以上の議決権を有している場合には、株主全員の同意を得ることなく対象会社の少数株主を締め出すことができるという点で、スクイーズアウトの手法として用いられている。

具体的には通常、次の手続が行われる。

### ① 事前・事後の開示

吸収合併の各当事会社は、備置開始日から吸収合併の効力発生日後6カ月を経過する日まで(消滅会社については効力発生日まで)の間、吸収合併